

申告書の記載例

第一表 28 第二表 28

令和6年分の確定申告書

納税地 〇〇市△△町××××× 氏名 国税 太郎

収入金額等
 事業等 2 40572600
 不動産 2 2257000
 配当 ① 80000
 公的年金等 ② 780100
 所得金額等
 事業等 ① 5367200
 不動産 ③ 1279200
 配当 ⑤ 80000
 給与 ⑥ 1264000
 公的年金等 ⑦ 0
 所得から差し引かれる金額
 社会保険料控除 13 1380912
 生命保険料控除 15 40000
 地震保険料控除 16 25000
 寄附金控除 28 263000

税
 課税される所得金額 3370000
 復興特別所得税 246500
 配当控除 8000
 定額減税 14000
 源泉徴収税額 224500
 再入力所得控除 120000
 復興特別所得税 104500
 復興特別所得税 2194
 所得控除等 106694
 源泉徴収税額 12252
 申告納税額 94400
 予定納税額 91200
 第3期分の税額 3200

計算
 課税所得金額 8170400
 配当者の合計所得金額 1020000
 青色申告特別控除額 550000
 課税所得金額 7500000
 平均課税対象金額 380000
 扶養控除 960000
 基礎控除 480000
 課税所得金額 4195912
 課税所得金額 1114000
 課税所得金額 4800312

確定申告書には、マイナンバー（個人番号）を記入する必要があります。

手順4 24~28ページ参照

定額減税の適用がある方は、控除額の記入漏れにご注意ください。

手順5 29ページ参照
 該当する事項がある方のみ記入

手順5 30ページ参照
 還付される税金がある方のみ記入

第一表

手順1 7ページ参照

手順2 8~14ページ参照

手順3 15~23ページ参照

寄附金控除

控除の概要

- あなたが次の寄附金(学校の入学に関するものを除く。)を支出した場合の控除
- 国に対する寄附金 ● 都道府県・市区町村に対する寄附金(ふるさと納税等)
 - 独立行政法人及び一定の業務を主たる目的とする地方独立行政法人に対する寄附金
 - 日本赤十字社に対する寄附金 ● 公益社団法人及び公益財団法人に対する寄附金
 - 社会福祉法人に対する寄附金
 - 一定の特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭
 - 特定の政治献金(※1)
 - 認定NPO法人等(※2)に対して、その法人に係る認定又は特例認定の有効期間内に支出した寄附金
 - 特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額 など

HP参照:「寄附金控除(ふるさと納税など)を受けられる方へ」

⚠ 確定申告を行う方は、ふるさと納税ワンストップ特例の申請が無効となるため、ワンストップ特例の申請をした分も含めて寄附金控除額を計算する必要があります。

- ※1 特定の政治献金のうち政党や政治資金団体に対するものや、認定NPO法人等や一定の公益社団法人等に対するものを支出した場合には、それぞれ政党等寄附金特別控除(⇒25ページ)や認定NPO法人等寄附金特別控除(⇒25ページ)、公益社団法人等寄附金特別控除(⇒25ページ)と寄附金控除のいずれか有利な方を選ぶことができます。
- ※2 認定NPO法人等とは、所轄庁(都道府県知事又は指定都市の長)の認定を受けた認定NPO法人(特例認定NPO法人を含む。)をいいます。認定NPO法人等の一覧は、内閣府ホームページ(https://www.npo-homepage.go.jp)をご覧ください。

申告書の書き方

- 第一表 28欄 … 計算欄Eの金額を転記します。
- 第二表
 ●「寄附金控除に関する事項(28)」欄 … 寄附先の所在地・名称を記入し、計算欄Eの金額を転記します。
 ●「住民税・事業税に関する事項」欄(⇒33ページ) … 各欄に該当事項を記入します。

控除される金額の計算欄

寄附金(※1)	(合計)	円	A
第一表28欄+退職所得金額+山林所得金額(※2)		円	B
B × 0.4	(赤字のときは0円)	円	C
AとCのいずれか少ない方の金額		円	D
寄附金控除額 (D - 2,000円)	(赤字のときは0円)	円	E

- ※1 政党等寄附金特別控除や認定NPO法人等寄附金特別控除、公益社団法人等寄附金特別控除を受ける金額は記入しません。
- ※2 ほかに申告分離課税(⇒35ページ)の所得がある場合には、それらの所得金額(特別控除前の金額)の合計額を加算します。

設例

- 以下の①から⑥に対して寄附金を支払った場合
- 県(ふるさと納税) ……80,000円
 - 市(ふるさと納税) ……40,000円
 - 住所地の日本赤十字社支部 ……90,000円
 - 住所地の都道府県共同募金会(社会福祉法人) ……20,000円
 - 社会福祉法人▲▲(住所地の都道府県が条例で指定) ……55,000円
 - 認定NPO法人△△(住所地の都道府県・市区町村ともに条例で指定) ……15,000円
- ※④は公益社団法人等寄附金特別控除(⇒25ページ)の対象となり、⑤は対象となりません。
 ④に対する寄附金については公益社団法人等寄附金特別控除の適用を、⑥に対する寄附金については認定NPO法人等寄附金特別控除(⇒25ページ)の適用を選択するものとします。

寄附金控除の対象とする寄附金の合計額A:
 265,000円(①+②+③+⑤)
 第一表28欄 B: 8,170,400円

- ① B 8,170,400円 × 0.4 = C 3,268,160円
 - ② A 265,000円 < C 3,268,160円 → D 265,000円
 - ③ D 265,000円 - 2,000円 = E 263,000円
- 寄附金控除額は、263,000円になります。⇒ 28欄へ

第一表
 額 寄附金控除 28 263000

第二表
 寄附金控除に関する事項(28)
 寄附先の名称等 〇〇市 日本赤十字社ほか 寄附金 265,000

住民税・事業税に関する事項
 課税対象となる寄附金の区分(35ページ参照) 公共施設、日本赤十字社等 経済的負担軽減等 市区町村条例指定寄附金
 120,000 110,000 70,000 15,000

⚠ 個人住民税の寄附金税額控除について
 個人住民税の寄附金税額控除を受ける場合は、この手引きの33ページを確認の上、「住民税・事業税に関する事項」欄に必ず記入してください。この欄が記入されていない場合には、個人住民税の賦課決定の際に控除が受けられないことがありますのでご注意ください。

※「住民税・事業税に関する事項」欄への記入例は「確定申告書の書き方(例)その2」をご覧ください。

手順6 ▶住民税、▶事業税に関する事項を記入する

所得税等の確定申告書を提出した方は、その確定申告書等が地方公共団体へデータで送信されますので、改めて住民税や事業税の申告書を提出する必要はありません。ただし、次の事項については、所得税等と住民税や事業税とは取扱いが異なるため、「住民税・事業税に関する事項」欄に該当事項を記入します。

住民税や事業税の税額は、所得税等の申告書に記載された所得の金額その他の事項を基に、都道府県や市区町村が税額を計算してそれぞれ納税者に通知することになっています。

なお、所得税等の確定申告書の提出義務のない方は、原則として市区町村へ住民税の申告書を、都道府県へ事業税の申告書を提出する必要があります。

詳しくは、お住まいの都道府県や市区町村にお尋ねください。

第二表

令和06年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書

住所：〇〇市△△町××××

氏名：田代 太郎

所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

所得の種類	種別	収入金額	源泉徴収税額
給与	〇〇電子株式会社	1,920,500	0
雑	〇〇電子株式会社	780,100	0
一時	〇〇電子株式会社	2,500,000	0

寄附金控除に関する事項 (2)

寄附金の種類	収入金額	必要経費等	控除金額
一時	2,500,000	1,640,000	860,000

住民税・事業税に関する事項

市区町村	住民税	事業税
〇〇市	120,000	110,000
△△町	70,000	15,000

確定申告書には、配偶者や扶養親族、事業専従者などのマイナンバー（個人番号）も記入する必要があります。

手順1
7ページ参照

手順2
8~14ページ参照

27ページ参照

手順2
13・14ページ参照

8・25ページ/
計算明細書・
説明書等
参照

確定申告書には、配偶者や扶養親族、事業専従者などのマイナンバー（個人番号）も記入する必要があります。

※ 「所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)」欄で、所得の種類が数多くあるときなど書ききれないときは、「所得の内訳書」を利用してください。
このほか第二表の各欄で書ききれないときは、欄を分割するなどして記入してください。

寄附金税額控除

④都道府県・市区町村に対する寄附金(ふるさと納税等)や、⑥あなたの令和7年1月1日現在における住所地の共同募金会と日本赤十字社支部に対する寄附金、⑤あなたの令和7年1月1日現在における住所地の都道府県が条例で指定した寄附金、⑥あなたの令和7年1月1日現在における住所地の市区町村が条例で指定した寄附金について、それぞれの合計寄附金額を記入します。

- ふるさと納税について、申告特例(ワンストップ特例)を申請している場合でも、確定申告を行うとその申請が無効となります。確定申告を行う場合には、特例申請をした分も含めて寄附金の金額を記入してください。また、都道府県・市区町村に対する寄附金のうち、寄附日においてふるさと納税に係る総務大臣の指定を受けていない地方公共団体に対するものは特例控除の対象となりませんので、「共同募金、日赤その他の寄附」欄へ記入してください。
- 災害義援金として日本赤十字社や中央共同募金会等の募金団体に寄附したものと、最終的に被災地方団体や義援金配分委員会等に拠出されるものは、地方団体に対する寄附金として取り扱われますので、「都道府県、市区町村への寄附(特例控除対象)」欄に記入してください。例えば、災害義援金として日本赤十字社に寄附した金額を、「都道府県、市区町村への寄附(特例控除対象)」欄に記入せず、誤って「共同募金、日赤その他の寄附」欄に記入した場合には、寄附金税額控除の金額が正しく計算されませんので、ご注意ください。
- ⑤・⑥について、都道府県・市区町村の両方が指定した寄附金がある場合は、両方の欄に記入してください。また、どの団体が条例で指定されているかについては、お住まいの都道府県・市区町村にお問い合わせください。
- 認定NPO法人等以外のNPO法人等に対する寄附金のうち、住所地の都道府県・市区町村が条例で指定したものは所得税の寄附金控除の対象にはなりませんが、個人住民税の寄附金税額控除が受けられます。この場合、別途、市区町村への申告が必要です。

記載例

以下の①から⑥に対して寄附金を支払った場合

① ●●県(ふるさと納税)	80,000円
② □□市(ふるさと納税)	40,000円
③ 住所地の日本赤十字社支部	90,000円
④ 住所地の都道府県共同募金会(社会福祉法人)	20,000円
⑤ 社会福祉法人▲▲(住所地の都道府県が条例で指定)	55,000円
⑥ 認定NPO法人△△(住所地の都道府県・市区町村ともに条例で指定)	15,000円
A 「都道府県、市区町村への寄附(特例控除対象)」欄 → ①と②が対象	①+②= 120,000円 A
B 「共同募金、日赤その他の寄附」欄 → ③と④が対象	③+④= 110,000円 B
C 「都道府県条例指定寄附」欄 → ⑤と⑥が対象	⑤+⑥= 70,000円 C
D 「市区町村条例指定寄附」欄 → ⑥が対象	⑥= 15,000円 D

※ ふるさと納税に係る総務大臣の指定がない地方公共団体への寄附(特例控除対象以外)については、AではなくBに記入します。
※ ⑥の寄附金の額が「都道府県」及び「市区町村」の両方の欄に含まれることから、①から⑥の合計額とAからDの合計額は同じになりません。

第二表

都道府県、市区町村への寄附(特例控除対象)	共同募金、日赤その他の寄附	都道府県条例指定寄附	市区町村条例指定寄附
120,000	110,000	70,000	15,000
A	B	C	D

実際の支払額と記載額が異なりますので、注意してください！